

議案第4号

利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例

利根町企業立地促進条例（平成21年利根町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月4日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

現行の条例が令和6年3月31日に失効する規定となっていることから、引き続き町内における企業立地を促進し、雇用の創出と地域の活性化を図るため、本条例の有効期限を5年間延長したいので提案する。